

質 問 回 答

2023 年 8 月 28 日

「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-3(コスタリカ、エルサルバドル、ペルー)(QCBS)」
(公示日:2023 年 8 月 9 日/調達管理番号:23a00120)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.15 第 2 章特記仕様書案 2)エルサルバドル災害復旧スタンバイ借款 4. 防災の主流化	企画競争説明書 p.15 に「財務省(MH)、農牧省(MAG)、保健省(MINSAL)、公共事業運輸省(MOPT)、観光省(MITUR)を訪問し情報収集、現状把握を行う」とあります。他方、有効性・インパクトで確認する政策アクションの担当機関・事業効果のモニタリング担当部署は、DGPC(エルサルバドル市民防災局)、DACGER(気候変動リスク管理戦略局)、DGOA(環境監視総局)です。訪問する情報収集先は実施機関(MH)に加え、(MAG、MINSAL、MOPT、MITUR ではなく)DGPC、DACGER、DGOA ではないでしょうか。	本事業は災害復旧スタンバイ借款であり、新型コロナウイルス感染症流行による国家非常事態宣言をトリガーとして資金の貸付実行が実施されました。そのため、政策アクションの担当機関と、貸付実行された資金を実際に使用して事業を実施した機関の双方から情報収集を行うこととします。 企画競争説明書に記載の情報収集先について、以下のとおり訂正します。 【訂正前】 業務従事者は現地調査補助員とともにサンサルバドルにて財務省(MH)、農牧省(MAG)、保健省(MINSAL)、公共事業運輸省(MOPT)、観光省(MITUR)を訪問し情報収集、現状把握を行う。 【訂正後】 業務従事者は現地調査補助員とともにサンサルバドルにて財務省(MH)、総務・地方開発省(MIGOBBDT)市民防災局(DPGC)、公共事業・運輸・住宅・都市開発省(MOPTVDU)気

			候変動適応・リスク管理戦略局（DACGER）、環境・天然資源省（MARN）環境監視総局（DGOA）、農牧省（MAG）、保健省（MINSAL）、観光省（MITUR）から情報収集を行う。
2	p.16 第2章特記仕様書案 2)エルサルバドル災害復旧スタンドバイ借款 4. 防災の主流化	企画競争説明書 p.16 に『「インパクト」は改革アクションから生まれる間接的ないし中長期的なアウトカムを（中略）財務省（MH）が作成する調査報告書で確認し』とあります。財務省の調査報告書が別にあり、ご提供頂けると考えて良いでしょうか。（今回「PCR」としてご提供いただいた財務省の文書は、コロナ緊急対策に用いられた本事業の資金の用途を説明するためのもので、上記の調査報告書とは異なるようです。）	本事業の実施機関である財務省を中心に情報収集を行うことを想定しています。現時点で調査報告書を当機構で入手しているわけではありません。
3	エルサルバドル災害復旧スタンドバイ借款の配布資料	ご提供いただいた Anexo A は、誰が作成したどのような文書なのでしょうか？上記 PCR には、今回ご提供頂いていない添付文書が 4 点あるようですが、目次を見ますと、その中に上記 Anexo A は含まれておりません。	Anexo A は当機構とエルサルバドル政府との間で作成した文書です。当初の政策アクションマトリクスは事業開始後に更新されており、更新された政策アクションの貸付実行前（2020年3月時点）の達成状況を記載したものです。 なお、PCR の添付文書（Annex1, 2, 3, 4）を追加で配布します。JICA 評価部（jicaev@jica.go.jp）へご連絡の上、入手いただけますようお願いいたします。誓約書をご提出いただき、配付いたします。
以上は第1回回答済み（2023年8月21日）			
4	p.16 第4条 2)エルサルバドル災害復旧スタンドバイ借款	9行目「…について、財務省が作成する調査報告書で確認し、これをインパクトとして把握・分析する」とあります。 この報告書にかかる質問への回答2では、「現	財務省が作成する調査報告書について、現時点で確認ができていないため、以下のとおり訂正します。

		<p>時点では、(財務省が作成する)資料を当機構で入手しているわけではありません。」とあります。</p> <p>この調査報告書とは、現時点では貴機構で入手していないが、事後評価時には入手できることになっている、ということでしょうか？</p>	<p>p.16 第 4 条 2)エルサルバドル災害復旧スタンバイ借款</p> <p>【訂正前】 定性的効果である災害リスク軽減・管理能力強化、Build Back Better コンセプトに基づく災害復旧事業の迅速化、被災住民の生活回復・安定化等について、財務省が作成する調査報告書で確認し、これをインパクトとして把握・分析する。</p> <p>【訂正後】 定性的効果である災害リスク軽減・管理能力強化、Build Back Better コンセプトに基づく災害復旧事業の迅速化、被災住民の生活回復・安定化等について、実施機関への質問票やインタビューで確認し、これをインパクトとして把握・分析する。</p>
5	p.23 別紙1、p31 別紙2	<p>プロポーザルに記載されるべき事項のうち「(1)コンサルタントの経験、能力」において「ワークライフバランス認定」についても評価されるとありますが、JICA 説明会資料で表示されていた新しい表紙の様式 2-1 を、貴サイトで見つけることができませんでした。掲載されている URL をご教示下さい。</p> <p>表紙の改訂がまだの場合は、ワークライフバランス認定については、どこに記載することが想定されているかご教示下さい。</p> <p>説明会でのお話では、表紙の継続として直後に項目を立てて記載することを求められていると</p>	<p>表紙のフォーマットの改訂が遅れており、大変ご迷惑をおかけしますが、ワークライフバランス認定の認定証等は、表紙の直後に写しを添付願います。(他の部分に添付されていた場合でも評価します。)</p> <p>また、認定証等の写しについては、写しの内容が見えづらいことがありますので、「えるぼし認定段階*」等の説明を追記願います。</p>

		<p>理解しておりましたが違いますか。 「3)その他参考となる情報」に記載すべきでしょうか。 あるいは両方、すなわち認定証等は表紙直後に添付しつつ3)で具体的内容の説明を別途記載する必要がありますか。</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

以上